

手続きの流れ

| 手続き | 内容 |
|----------|--|
| ①事前相談 | <p>補助対象ブロック塀かどうかの相談、申請の手続きなどについて事前相談を行います。</p> <p>寸法が分かる図面や写真と、チェックリストをご持参ください。</p> <p>〈補助対象物件の基準の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人所有のもの • 通学路等に面するもの • 道路面からの高さが0.6m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のものに限る） • ひび割れ等があり、安全が確認できないもの • すべてを除却する場合 <p style="text-align: right;">など</p> |
| ②補助交付申請 | <p>交付申請に必要な書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> チェックリスト <input type="checkbox"/> 除却するブロック塀の位置図、配置図、立面図（除却部分を表示） <input type="checkbox"/> 除却するブロック塀等の写真 <input type="checkbox"/> 除却後フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の除却に要する額を確認できる、見積書（建替の場合はその見積書）※工務店等の押印のあるものに限る <input type="checkbox"/> 所有者の承諾書（申請者が所有者以外の場合） <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書兼債権者登録申請書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書などの所有者が分かるもの <ul style="list-style-type: none"> ※3ヶ月以内に交付されたものに限る 登記事項証明書、固定資産税課税台帳登録事項証明、納税通知書の写し <input type="checkbox"/> 所有者等の滞納がないことが分かるもの <input type="checkbox"/> その他市長が必要とするもの |
| ③補助金交付決定 | <p>市より補助金の交付決定の可否について書面で通知します。</p> |
| ④工事契約・着手 | <p>交付決定通知日以降に契約し、工事に着手してください。</p> <p>工事費の変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。</p> |

| | |
|-----------|--|
| ⑤完了実績報告 | 工事が完了したときは、工事完了後 30 日以内かつ交付決定を受けた年度の 2 月末までに必要な書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 完了実績報告書 <input type="checkbox"/> 工事契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事に要した経費に係る請求書又は領収書の写し <input type="checkbox"/> 工事の作業前、作業中及び作業後の写真 |
| ⑥補助金の額の決定 | 補助金交付について適正かどうか審査し、市から補助金の額の確定を書面で通知します。 |
| ⑦補助金の請求 | 事業補助金請求書を提出してください。 |
| ⑧補助金の振込み | 市から補助金が、指定の口座に振り込まれます。 |